

# News Letter

## 本号の掲載記事

- 巻頭言 / デジタルプラットフォームを巡る問題
- 今月の法律トピック / 労働者協同組合法の成立
- 堂島国際部門だより /  
国際ビジネス契約対応の第一歩 ～ 「常識」が違うことを意識する～
- 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

## 巻頭言

### デジタルプラットフォームを巡る問題

弁護士 酒井 紀子



2021年6月に堂島法律事務所に入所した酒井紀子と申します。前号の大川弁護士の巻頭言からパスを受け、「デジタルプラットフォームを巡る問題」について述べる機会をいただきました。弁護士として5年間勤務した後、独占禁止法のエンフォースメントに携わりたいと考え、公正取引委員会に任官し、以来20年間にわたり独占禁止法に関わってまいりました。久しぶりの弁護士業務となります。

独占禁止法で取り上げられる事案も、20年前は価格カルテルや入札談合といった不当な取引制限（独占禁止法3条後段、2条6項）がほとんどでしたが、最近では、私的独占（同法3条前段、2条5項）や不公正な取引方法（同法19条、2条9項、一般指定告示）といった単独行為へと移っています。特に、デジタルプラットフォームについては、違反行為でも、企業結合でも取り上げられています。

以下は、日本におけるデジタルプラットフォームに関する取組を俯瞰してみます。

#### 1. 日本における取組の基本原則

日本におけるデジタルプラットフォームに関する検討のスタートは、2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」（※1）です。当時、GAF（※2）について問題が指摘されるようになっており、日本でも、プラットフォーマー（※3）型ビジネスの台頭に対応したルール整備が必要であるとして、同年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めることとなりました。これを受けて、公正取引委員会、経済産業省、総務省は、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を同年7月に立ち上げ、ここで取りまとめた中間論点整理（※4）を踏まえ、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」（※5）を策定しました。この基本原則では、「透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされています。各省庁等では、この原則に基づいて、それぞれの関係する問題を検討しています。

## 2. 経済産業省の取組

デジタルプラットフォームの基本にかかわる法律である特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（デジタルプラットフォーム取引透明化法）が制定されました（※6）。デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るためのもので、デジタルプラットフォーム提供者に対し、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告を義務付けるものです。

## 3. 公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、デジタルプラットフォームに関する取引について、実態調査を行いました。オンラインモールおよびアプリストアにおける取引に係る取引慣行等の実態調査を実施し、報告を公表しました（※7）。さらに、デジタル広告分野について実態調査を行い、中間報告（※8）、最終報告（※9）を公表しました。また、最近では、データ市場に係る競争政策検討会の報告が公表されています（※10）。

また、これまでは事業者間の取引に適用されてきた優越的地位の濫用（同法2条9項5号）を消費者と事業者の間の取引にも適用することをガイドラインで明らかにしました（※11）。

また、デジタルプラットフォームに関連する企業結合で、届出基準を満たさない場合でも、買収対価の総額が大きく、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、審査を行うことをガイドラインに記載しました（※12）。

このような状況をふまえ、デジタルプラットフォームに関する審査案件（※13）も、企業結合案件（※14）も増えています。

## 4. 消費者庁の取組

オンラインモールなど取引デジタルプラットフォームにおいては、危険商品等の流通や販売業者が特定できずに紛争解決が困難となることから、このような状況を回避し、消費者の利益を保護するため、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（※15）が制定されました。

取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売取引（BtoC取引）の適正化と紛争解決の促進に資するため、デジタルプラットフォーム事業者は規模や業態にかかわらず、①出店者と消費者が円滑にやりとりできるようにする、②表示の苦情を受けたら調査をする、③出店者に証明書類を提出させるなどして身元を確認するという三つの努力義務を負うことになりました。

## 5. 個人情報保護委員会の取組

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の法改正が行われました（※16）。

利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合も含めることとなります。保有個人データの開示方法について、書面の交付に加え電磁的記録の提供を含めて、本人が指示できるようになります。個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようになります。

## 6. 総務省の取組

データの移転・解放のルール形成について、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会において、情報信託機能を担う者に求められる要件や認定の運用スキーム等認定制度の在り方について検討が行われています（※17）。

- ※1 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)
- ※2 Google、Amazon、Facebook、Apple
- ※3 当初は、プラットフォーム、プラットフォーム事業者、プラットフォーム提供者の表記があったが、最近は、プラットフォームという言葉はあまり使われていない。
- ※4 2018年12月12日公表 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/kyokusou/181212betten1\\_1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/kyokusou/181212betten1_1.pdf)
- ※5 2018年12月18日公表 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/kyokusou/181218betten1.pdf>
- ※6 2020年5月27日成立、同年6月3日公布、2021年2月1日施行 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/digitalplatform/pdf/master.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/pdf/master.pdf)
- ※7 2019年10月31日公表 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031b.pdf>
- ※8 2020年4月28日公表 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/digital/200428betten.pdf>
- ※9 2021年2月17日公表 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/digital/210217\\_hontai\\_rev.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/digital/210217_hontai_rev.pdf)
- ※10 2021年6月25日公表 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625\\_report.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_report.pdf)
- ※11 2019年12月17日「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/dpfgl.html>
- ※12 2019年12月17日「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改定 <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>
- ※13 確約手続の例
  - 2020年9月10日アマゾンジャパンに対する確約事件 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200910.html>)
  - 2019年10月25日楽天に対する確約事件 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191025.html>)
- ※14 企業結合の例
  - 2021年1月14日グーグル・エルエルシーとフィットビット・インクの統合 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210114.html>)
  - 2020年8月4日ZホールディングスとLINEの統合 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/200804.html>)
  - 2019年10月24日エムスリーによる日本アルトマークの株式取得 (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191024m3.html>)
- ※15 2021年4月28日成立、同年5月10日公布 <https://www.caa.go.jp/law/bills/#204>
- ※16 2020年6月5日成立、同月12日公布、一部施行済み、全面施行は2022年4月1日。 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>
- ※17 2021年7月6日、とりまとめ（案）についてパブリックコメントの提出期限とされていた。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_trust\\_function/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_trust_function/index.html)

## 今月の法律トピック

# 労働者協同組合法の成立

弁護士 安田 健一

2020年12月4日、「労働者協同組合」という新しい法人の設立根拠法となる労働者協同組合法が成立しました。この法人の特徴は同法の第1条で端的に表現されています。

「この法律は、…（中略）…組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により…（中略）…を目的とする。」

噛み砕くと、労働者協同組合は、労働者が、①出資・設立をして②自分達で運営をして③さらに労働を提供して賃金を受け取るという法人なのです。労働者といえば、会社と雇用契約を締結して労働の代わりに賃金を受け取るもの、時には団結して経営者に立ち向かうものというイメージをお持ちの方にとっては、かなり新鮮なものに見えるのではないのでしょうか。

かねてより、これら①②③を兼ね備えた働き方の概念として、「協同労働」というものがありました。外国では労働者協同組合は100年以上前から存在し、モンドラゴン協同組合（スペイン）という大きく成功した労働者協同組合の例もある一方、日本には協同労働の実施を目的とした法人組織がないことが批判されていました。今般ついに、本法に基づき、協同労働のための法人である労働者協同組合が設立可能となります。本法では、労働者協同組合の出資者である組合員は、最高意思決定機関である総会の議決権（出資額にかかわらず1人1票）を有しつつ、原則として労働者協同組合と雇用契約を締結しなければならない等、労働者協同組合が協同組合のための法人としての実質を備えるような規定が定められています。

また、本法が成立するより前には、協同労働を実施する方法として、企業組合やNPO法人を設立していた例があったため、本法の施行後3年以内であれば、企業組合やNPO法人は組織変更をすることで労働者協同組合に移行することもできるとされています。

本法については、待ち望んだ労働者協同組合の根拠法がついに成立したという喜びの声や、中小企業の事業承継

にも役立つのではないかと（オーナーに跡継ぎがない中小企業において、従業員達が労働者協同組合を設立し、オーナーから事業を承継して存続させる）という期待の声がある一方、本法の各種規定では、労働者協同組合が従業員を搾取するための手段として濫用される可能性を排除しきれていないといった懸念点の指摘もあります。

本法の施行は公布日（2020年12月11日）から2年以内と定められています。本法の施行後どれくらいの労働者協同組合が産声を上げるのか、そして労働者協同組合という法人が有意義に活用されるのか、今後の動向を見守っていきたいと思います。

また、本法の具体的な内容等については、中央経済社様発行の「ビジネス法務」8月号（2021年6月21日発売）にて解説記事を執筆させて頂きました。機会があればぜひご覧頂けますと幸いです。

## 堂島国際部門だより

# 国際ビジネス契約対応の第一歩 ～「常識」が違うことを意識する～

弁護士 安田 健一

堂島法律事務所ニュースレターでは、毎号「国際部門だより」と称して、国際部門所属の弁護士が交代で記事を執筆します。今回は飯島から国際調停のご紹介をしましたが、今回は安田から、国際ビジネス契約対応の基本的な心構えについて述べます。国際法務の最前線でご活躍されている読者の方にとっては、肌感覚で既に身につけていることの繰り返しになるかもしれませんが、お付き合い頂けると幸いです。

英文契約書を取り扱った方なら、契約書の長さ、異常に複雑な条文の構造、including but not limited to(以下を含むがこれに限られるものではない)から始まる執拗な例示等にうんざりされたことがあるかと思います。しかしながら、このような細かい契約書の書きぶりは、「これが慣習になっているから、受け入れざるを得ない」と捉えるだけではなく、日本企業が身を守るという観点から、より積極的な評価をしてよいものです。

そもそも、なぜ国際ビジネスの契約書（及び、そのルーツとなる欧米の契約書）はここまで細かい規定があるのでしょうか。大きな理由の一つとして、「どこの誰が契約書を読んでも、理解に差が生じないようにするため」というものが挙げられます。そして、この「どこの誰が契約書を読んでも」という点の振れ幅が、日本国内の案件と国際的な案件では大きく違ってきます。

文化や商慣習が異なれば、解釈の余地のある単語について、契約の相手方や紛争解決機関が同じように理解すると期待すべきではありません。例えば、相手方の国では、会合の開始時刻よりも前に会場入りすることが非礼にあたり、講演の手持ち時間はオーバーするのが当然のことであるときに（いずれも、私が海外のビジネスマンに直接教えてもらった「マナー」です）、日本風の契約書にある「相当の期間を定めて相手方に契約の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行がされないときは、催告をした当事者は解除をすることができる」という規定について、日本企業と相手方の企業は同じイメージを共有しているのでしょうか。「相当の期間」というフレーズは、当事者の権利義務を明確にするという契約書の機能を果たしているのでしょうか。

双方の誤解や解釈のズレを防ぐために、期間の定めを定量的なものとする、品質について詳細な仕様書を作成するといった、権利義務の内容を契約書において客観的に確定しておく作業は、両方の当事者にとって有益なものであり、国際的な契約では徹底して行っておきたいものです。

加えて、国内の案件以上に、海外案件では性悪説（言い換えると、契約の条項上隙があれば、相手方は何でもや

ってくる)の発想が必要です。当事務所が相談を受けた案件の中には、日本企業が独占権を設定した海外の販売代理店が、実は競合他社と繋がっていて当該日本企業の商品を全く流通させなかったにもかかわらず、最低販売量の定めを置いていなかったため、契約書の文言上は販売代理店の違反の追及が困難というものがありました。日本企業の海外子会社の契約相手である現地企業が、ビジネスが順調に進んでいる間は友好的に振る舞っていたにもかかわらず、業績不振で日本本社が撤退方針を決めたとたん、大量のクレーム及び損害賠償請求をしてくるというケースもあります。

後者のケースでは、相手方は日本企業の行動パターンをよく分かっており、日本本社が撤退期限を既に定めているため、子会社の清算処理が撤退期限に間に合うよう、無理筋のクレームであっても解決金を支払って事態を收拾するだろうと見透かして紛争を仕掛けてきていたのです。海外で紛争に巻き込まれた場合の弁護士費用等の対応コストが日本国内よりも高額になりがちであることを考えれば、国際ビジネス契約の契約書は、日本以上に、「紛争になる余地のない明確なもの」でなければいけません。また、ビジネス交渉、特に日本企業のビジネス交渉では、価格等前向きな項目に力点が置かれがちですが、商品に問題があったときの損害賠償や、どのようなときに当事者が解除できるかといったトラブルに備えた条項は、特に外国企業を相手方にした契約では必ず備えておきたいものです。

以上のような点を意識すれば、頭が痛くなりそうな細かい英文契約の条項が、「当事者間で誤解が生じる可能性を最小限に抑え、不当なクレームを極力防ごうという努力の表れ」に見えてこないでしょうか。海外との契約では、国内案件以上に「トラブルが起きたとしても話し合いで解決できる」「相手方も大事になることは望まないだろう」という発想は避けるべきです。また、ハードネゴシエーションが常識である海外企業を相手にしたとき、自社の要望をしっかりと明確に伝えることが、むしろ相手からの信頼に繋がることもあります。文句を言わずに相手案を受け入れてしまうと、契約の締結後も、適当に相手をして大丈夫な相手だと軽んじられてしまう危険もあります。

契約交渉にコストや時間がかかったとしても、不備のある契約書を締結して後からトラブルに巻き込まれることと比べれば遥かにリーズナブルなのだ、むしろここでしっかりと交渉をすることが相互の信頼と理解に繋がるのだというスタンスで、必要に応じて弁護士のアドバイスも受けつつ万全の準備を整えて頂ければと存じます。

## 新着ニュース～日本商事仲裁協会の仲裁規則の改正～

日本の代表的な仲裁機関である一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）の仲裁規則が改正されました。新しい規則は2021年7月1日から施行されています。今回の改正は、迅速仲裁手続の基準金額を引き上げてJCAAの迅速手続き全体の迅速化を目指すこと、管理料金の定めを変更し、少額事件でも仲裁手続きが費用倒れにならないようにするという狙いがあります。また、JCAAが仲裁人の選任のみを委託された場合のための規定（仲裁人選任規則）が新設されました。

これらの改正・新設はいずれも、JCAAの一層の利用拡大を目指すものです。仲裁法改正の議論や日本国際紛争解決センターの設立等、官民を挙げて日本における国際商事仲裁を促進しようという動きにも沿ったものといえるでしょう。

日本の裁判所の判決を強制執行できない国の企業との契約等、国際ビジネスでは仲裁手続の利用が必須といえる場面が生じます。仲裁については、また回を改めて詳細に解説致します。

## 堂島法律事務所国際部門のご紹介

堂島法律事務所は25年以上にわたり国際案件を取り扱っており、複数の留学経験者が英語案件・中国語案件のいずれにも対応しています。また、50か国以上・70を超える法律事務所によって形成された法律事務所ネットワークであるWorld Link for Lawの日本における唯一のメンバーファームであり、同ネットワークに加盟する海外の法律事務所等と連携し、依頼者の皆様に適切なサービスを提供しています。外国語で作成された各種契約のレビュー、国際的なM&Aを含めた進出・撤退案件はもちろん、国際的な紛争解決案件の対応にも実績がございます。国際法務の案件についても、ぜひお気軽にお声がけください。

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治

## 最大判令和3年6月23日 選択的夫婦別姓訴訟

平成27年の最高裁判例から6年が経ち、若い世代を中心に選択的夫婦別姓制度に対する支持が広がっている中の大法廷回付でしたが、今回も法廷意見は選択的夫婦別姓を認めない民法及び戸籍法の規定を合憲と判断しました。反対意見は4名と前回よりも減っています。以下一部を引用します。

「平成27年大法廷判決以降にみられる女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても、平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。憲法24条違反をいう論旨は、採用することができない。

なお、夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。本件処分の時点において本件各規定が憲法24条に違反して無効であるといえないことは上記のとおりであって、この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」

## 2021年6月16日 経済産業省

### 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度

バーチャルオンリー型株主総会について、概要資料、省令やQ&A等が公表されています(※1)。かねてより注目されていた、バーチャルオンリー型総会を実施するために経済産業大臣・法務大臣から確認を得るための要件は、次のようにシンプルなものとなりました。

次のいずれにも該当するものであることとする。

- 1 場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下この条において同じ。）の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務（次号及び第3号の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者を置いていること。
- 2 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針を定めていること。
- 3 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること。
- 4 株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数が100人以上であること。

本年6月に開催された上場企業各社の定時株主総会においても、上記大臣の確認を得ることを効力発生の条件として、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とする定款変更決議を行った例が出ています。

## 2021年6月10日 株式会社東芝

### 会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者による 調査報告書公表

会社法316条2項の規定（株主の請求によって招集された株主総会では、その決議によって株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる）を根拠に、本年3月18日の臨時株主総会決議に基づき選任された東芝の調査者による報告書が公表されました(※2)。

「本件調査者は、本定時株主総会が公正に運営されたものとはいえないと史料する。」という衝撃的な締めくくりの調査報告書です。日本の上場企業に対する見方を一変させるかもしれないほどのインパクトがあり、本年最大の 이슈ともいえそうな出来事でした。

その後の定時総会で、取締役会議長だった永山治氏の再任議案が否決されたりと、企業経営のありようを考えさせる事態が続いています。

---

※1 [https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html)

※2 [https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm182\\_4.pdf](https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm182_4.pdf)

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。  
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士  
の適切な助言を求めて頂く必要があります。

---

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪） 03-6272-6847（東京）

メール： [newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)

H P： <https://www.dojima.gr.jp/>